

市民参画及び協働の推進等に関する条例(事例一覧)

資料3

平成23年8月 現在

埼玉県さいたま市	埼玉県春日部市	埼玉県鶴ヶ島市	奈良県奈良市	滋賀県栗東市	兵庫県西宮市	兵庫県芦屋市
さいたま市市民活動及び協働の推進条例 平成19年4月1日施行	春日部市市民参加推進条例 平成20年10月1日施行	鶴ヶ島市市民協働推進条例 平成20年4月1日施行	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 平成21年7月1日施行	栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 平成21年4月1日施行	西宮市参加と協働の推進に関する条例 平成21年4月1日施行	芦屋市市民参画及び協働の条例 平成19年4月1日施行
前文	前文	前文	前文	前文		
目的	総則	目的	総則	総則	目的	目的
定義	目的 定義 基本理念 市民の責務 市の機関の責務	定義	目的 定義 まちづくりの基本理念 まちづくりの基本原則	目的 定義 基本原則 市民の権利と役割 市の役割	定義	定義
基本原則		基本原則	市民等の役割及び市の責務	市民の権利と役割 市の役割	基本原則	基本原則
市の責務	市民参加のための手続	市民の役割	市民の役割	市民公益活動団体の役割	市民等の役割	市の責務
市民の役割	市民参加のための手続の 対象	市民活動団体の役割	市民公益活動団体の役割	地域コミュニティ団体の役割	市の機関の役割	市民の責務
市民活動団体の役割	市民参加手続の方法等 及び実施状況の公表	事業者の役割	事業者の役割	事業者の役割	意見提出手続	市民参画の対象
大学及び事業者の役割	審議会等手続 会議の公開等	市の役割	学校の役割	市民参画	説明会等	市民参画の手続
基本的施策	市民対話説明会手続 市民意見交換会手続 市民政策提案手続	情報、人材、場所等の活用	市の責務	市民参画の機会 市民参画の対象 市民参画手続 市民参画の結果の公表	政策提案手続	審議会等
推進委員会の設置等		市の行う業務への参入機 会の提供	市民公益活動の推進	協働の推進	政策公募手続	市民提案
委任	市民参加の推進	市への提案	情報の収集及び共有 学習機会の提供等 拠点施設の機能の充実	協働の推進 協働事業提案制度	実施方法等	ワークショップ
	市民登録制度 指針の策定 春日部市市民参加推進 審議会の設置 所掌事務 組織 任期 会長及び副会長 会議 意見聴取等 庶務 推進審議会の運営	委任	市政への参画及び市との協働	栗東市市民参画等推進委員会 栗東市市民参画等推進委 員会の設置	附属機関等	パブリックコメント
	雑則		市政への参画の機会等 市民参加の方法及び実施 会議の公開 審議会等の委員の選任 市が行う業務における協働 機会の拡大	雑則	その他の措置	市民参画の手続の実施時期
	委任		市民参画及び協働によるま ちづくり推進計画	条例の見直し 委任	住民投票	市民参画の手続の公表
			市民参画及び協働による まちづくり推進計画		協働の推進	実施予定及び実施状況の公表
			市民参画及び協働による まちづくり基金の設置		協働事業提案手続	協働の拠点
			市民参画及び協働による まちづくり審議会の設置		コミュニティ活動の推進	市民活動団体等への支援
			条例の検討		市長が講ずべき措置	推進計画
			条例の検討		検証	芦屋市市民参画協働推進 会議への諮問
					委任	補則